

介護保険料の徴収方法

●特別徴収の開始月が増えます

介護保険制度の見直しが行われ、平成19年度から介護保険料の特別徴収（年金天引き）の開始月が、年金受給月にあわせ年6回に増えます。

これまでは、4月1日を基準日として、年1回、10月が開始月となっていました。

4月以降は、偶数月の1日を基準日とし、約6カ月後の年金受給時から特別徴収が開始されます。（表①）

例えば、10月1日に対象者と判断された人は、翌年4月から特別徴収が始まります。

〔対象者〕

年金受給額が年額18万円以上で、次のいずれかに該当する人

表① 特別徴収の切り替え時期

対象者の判断基準日	特別徴収開始月
4月1日	10月
6月1日	12月
8月1日	2月
10月1日	4月
12月1日	6月
2月1日	8月

です。

- すでに年金を受給しており、65歳に到達した人
- 65歳到達後、新たに年金を受取ることとなった人
- 住所変更した特別徴収対象者

※特別徴収に切り替わる人には、あらかじめ通知書を送付します。

ただし、年金受給額が18万円以上の人でも、次のような場合には、特別徴収から普通徴収（納付書払い）に切り替わります。

- 年度の途中で介護保険料が減額になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき

■他の年金との併給調整により、特別徴収対象年金が全額停止または一部停止され、受給額が年額18万円未満になったとき

■年金を担保に供しているとき

■問い合わせ 税務課市民税係

TEL 0214

放課後児童クラブ 入所者募集

放課後児童クラブでは平成19年度の入所者を募集しています。

▽対象児童：保護者が労働等で昼間不在となる家庭の、おおむね10歳未満の児童

▽申込締切：3月2日（金）まで

▽申請書の配布および受付場所等：左表のとおり

▽注意事項：入所決定は新1年生の状況により決定しますの
で、必ずしも入所できるとは限りません。

なお、保護者負担金については検討中です。（所得に応じて減免制度もあります）

■問い合わせ 社会福祉課児童福祉係 TEL 0264

募集入所者受付中の放課後児童クラブ

名称 (学童保育)	場所	定員 (人)	TEL (0866)
高梁	落合町近似504-1 (高梁小学校内)	40	22-0454
津川	津川町今津1077 (津川小学校内)	20	23-0570
川面	川面町895 (川面小学校内)	20	26-1010
巨瀬	巨瀬町4966-2 (巨瀬小学校内)	20	25-0810
中井	中井町西方300 (中井小学校内)	20	28-2815
玉川	玉川町玉1538-1 (玉川小学校内)	10	23-1003
松原	松原町春木683-2 (松原小学校内)	20	26-1580
高倉	高倉町飯部3344-1 (高倉小学校内)	20	26-1360
落合	落合町阿部1287-2 (落合児童館内)	40	23-1199
有漢	有漢町有漢3387 (有漢地域局内)	30	57-3212
成羽	成羽町下原1086 (成羽小学校内)	80	42-4774
川上	川上町地頭1365 (川上児童館内)	40	48-4022
富家	備中町長屋27-1 (富家小学校内)	30	090-4148-9002

※申請書の配布および受付は、表中の各放課後児童クラブのほかに、社会福祉課児童福祉係、各地域局住民福祉課でも行っています。

春の火災予防運動

消さないで あなたの心の 注意の火

3月1日(木)～3月7日(水)

この運動は、火災の発生を未然に防止し、また、万一発生した火災による被害を最小限に止めることができるよう、市民の皆さんの防火に関する意識や行動力を高めていただくことを目的に実施します。

最近、住宅火災による死者が急増しています。尊い命や財産を守るため、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

☆この時季は空気が乾燥し山火事が多く発生します。次の6つのポイントに注意してください。

- 枯れ草等のある場所では、たき火をしない
- たき火等の後、その場を離れるときは完全に消火する
- 強い風が吹いている時や、空気が乾燥している時には、たき火、火入れをしない
- たばこは、指定された場所で喫煙する。吸いながらは必ず消し、投げ捨ては絶対にしない
- 火入れをする際、消防署に届出をする
- 火遊びはしない



■問い合わせ

消防本部警防課予防係 (TEL) 210124

表① 西分駐所の出場区域

町名	区域
宇治町	穴田、宇治、本郷
成羽町	佐々木、布寄、長地、相坂、羽根、小泉、吹屋、坂本、中野
川上町	全域
備中町	全域



4月1日の業務開始に向け建築が進む「西分駐所」

市西部地域を出場区域(表①)として、救急業務を主体とした消防分駐所(備中地域局敷地内)が4月1日から業務を始めます。

分駐所の業務開始により、現場到着までの時間短縮等、迅速で効率的な活動が可能となり、本署と連携し、救命率の向上や被害の軽減が期待されます。

■問い合わせ 消防本部警防課 消防係 (TEL) 210124

4月1日から業務開始
高梁市消防署西分駐所